

資料編

1 計画策定の経過

■上市町こども計画策定の経過

時 期	内 容
令和6年3月19日 ～3月29日	上市町子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施
令和6年5月13日 ～6月5日	上市町子ども・子育て支援に関する団体ヒアリング調査の実施
令和6年6月24日	第1回上市町子ども・子育て会議 ・上市町子ども・子育て支援事業計画（第3期）の策定について ①子ども・子育て支援事業計画の概要 ②子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の報告と主な課題
令和6年7月8日 ～7月31日	上市町ヤングケアラーに関する調査
令和6年8月9日 ～8月31日	上市町こども・若者の意見聴取
令和6年10月8日	第2回上市町子ども・子育て会議 ・上市町こども計画骨子案について ①各種調査結果の概要 ②計画の理念について
令和6年12月17日	第3回上市町子ども・子育て会議 ・上市町こども計画素案について ①第3章までの修正内容等について ②計画の理念について ③第4章から第6章までの内容について
令和7年1月17日 ～1月30日	パブリックコメントの実施
令和7年2月18日	第4回上市町子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの結果について ・上市町こども計画案について

2 上市町子ども・子育て会議設置要綱

○上市町子ども・子育て会議設置要綱

平成26年11月1日告示第44号
改正

平成27年4月1日告示第23号
令和5年11月6日告示第83号
令和6年5月24日告示第78号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、上市町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(会議の組織及び運営)

第2条 会議は、委員8人以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者代表
- (2) 子ども・子育て支援事業関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 若年世代代表
- (5) 保健・医療関係者
- (6) 福祉関係者
- (7) 教育関係者
- (8) 行政機関職員

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長の各1名を置く。

2 会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長を務める。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 委員が出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させて意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日告示第23号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和5年11月6日告示第83号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和6年5月24日告示第78号）

この告示は、公表の日から施行する。

3 上市町子ども・子育て会議委員名簿

■上市町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

所 属	委員種別	氏 名
上市町小・中学校PTA連絡協議会	子どもの保護者代表	碓井 秀樹
上市町舟橋村保育所連絡協議会	子ども・子育て支援事業関係者	木下 さをり
富山県男女共同参画推進員上市町連絡会	学識経験者	瀬川 信子
上市町商工会青年部	若年世代代表	中田 雄大
上市町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	松本 裕子
上市町福祉課保健班	保健・医療関係者	松井 由香
上市町小学校校長会	教育関係者	高橋 真理子
上市町教育委員会事務局	行政機関職員	平井 清利

4 用語解説

アルファベット

A I (Artificial Intelligence)

コンピューターが人間のように「学ぶ」「判断する」「解決する」といった知的な活動を行う技術のこと。

D V (Domestic Violence)

配偶者や恋人・パートナーなど親密な関係にある者から振るわれる暴力。殴る、蹴る、物を投げつけるなどの「身体的暴力」、自由に外出させない、携帯電話の履歴やメールを細かくチェックするなどの「社会的暴力」、こどもの前で配偶者等に暴力を振るう、性行為を強要する、避妊に協力しないなどの「性的暴力」、無視する、脅す、常時監禁状態におくなどの「精神的暴力」、生活費を渡さない・使わせない、借金を強要するなどの「経済的暴力」などがある。

I C T (Information and Communication Technology)

情報収集、処理、保存、伝達を行うための技術の総称。コンピューター技術、通信技術、ネットワーク技術などが含まれる。

P D C A サイクル

計画の推進において、Plan（計画の策定）－Do（計画の実行）－Check（実施状況の確認・評価）－Action（評価結果の計画への反映・計画の見直しとその実行）の手順を循環させることで、継続的に計画の実効性を高めていく手法・考え方。

あ行

医療的ケア児

N I C U（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

インクルーシブ教育

障害の有無にかかわらず、すべてのこどもがともに学ぶ仕組みのこと。障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

か行

キャリア教育

こども・若者一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

ことばの教室

主にことばやコミュニケーションの療育支援を個々の状況に応じて行う。町では保護者が希望した幼児に対し行っている。

こども家庭センター

心身ともに健やかなこどもの成長をサポートするために、社会福祉士や保健師等がさまざまな相談を受け、必要な情報提供や支援などを行う。

子育て支援センター

市町村が保育所等を指定し、子育て家庭に対する育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援等を通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

さ行

ジェンダーアイデンティティ

自己の属する性別についての認識（本人が自分のことを男性的、女性的、それ以外のどれに該当すると認識しているか）に関するその同一性の有無や程度に係る意識をいう。

スクールカウンセラー

教育機関において心理相談業務（スクールカウンセリング）に従事する心理色の専門家。

スクールソーシャルワーカー

いじめや不登校、虐待、貧困等、学校や日常生活における問題に直面するこどもを支援する社会福祉の専門家。

た行

特定妊婦

妊婦の心身の合併症、若年、未婚、妊婦健診未受診等により、産後に子育て困難に陥る可能性があるため、妊娠中から専門的な支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。

な行

認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね7時から18時）で保育・幼児教育を行う施設。

は行

ひきこもり

さまざまな要因の結果として、就学や就労、交遊などの社会的参加を避けて、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態のこと（他者と交わらない形での外出をしている場合も含む）。

プレコンセプションケア

女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康を促す取組。

や行

ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。学業や友人関係に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、家族の問題として扱われ、周囲が気づかないことや、本人に自覚がない場合がある。

上市町こども計画

発 行：上市町

編 集：上市町 福祉課

住 所：〒930-0393

富山県中新川郡上市町法音寺1番地

電 話：076-473-9108

発行年月：令和7年3月